

鶴川商店街周辺拠点施設内テレワーク施設企業誘致支援業務委託仕様書

1 業務名

鶴川商店街周辺拠点施設内テレワーク施設企業誘致支援業務委託仕様書

2 事業目的

年間約 200 万人と言われる大分空港（国東市安岐町）の利用者が本市中心部、さらに北方面に誘導し、市内の地域経済の活性化や市内定住につなげる方策として、本市中心部にあたる国東町鶴川地区（鶴川商店街）に既存の地域資源を活用した拠点施設の整備を進めている。その拠点施設内に建設されるテレワーク施設への県外企業の進出及び利用を促進し、事業目的である（地域経済の活性化、市内定住促進）の具現化を図る。

3 業務内容

（１）市内企業を対象とした調査・分析

地方進出を検討する企業が、市内企業との連携を図れるよう、市内企業のニーズを把握し、対応策を検討すること。

（２）誘致戦略の策定

国東市の地域資源及び地域課題を洗い出し、（１）市内企業を対象とした調査・分析の結果と合わせて誘致すべき企業を選定し、進出した際の「メリット」を明確化する。戦略策定の際には、庁内関係者より幅広く情報を収集すること。また、効率的な施設管理や運営方法等の提案も行うこと。

（３）面談用プレゼンテーション資料の作成

策定した誘致戦略や誘致に関する情報をイベント出展時や商談時等に企業に届けるためにプレゼン資料を作成すること。

（４）PRコンテンツの制作

地方進出検討企業等に常時周知活動を行うため、動画コンテンツやWeb広告やホームページ専用サイトを作成すること。

（５）大分空港利用者のテレワーク施設利用促進キャンペーン事業の実施

大分空港利用者を誘致するため、鶴川商店街周辺拠点施設内に建設するテレワーク施設内にコワーキングスペースを設け、利用促進を図っていく。完成後の利用促進につなげるためのキャンペーン事業を実施すること。

（６）誘致支援ミーティングの実施

本業務に係る不明点や懸念点を無くすため、契約月から２週間に１回以上１時間程度の定例ミーティングを実施すること。また、本業務の実施期間が短期間のため、臨機応変に対応できるように、国東市内に事務所を設け、職員１名を配置すること。

（７）地方進出検討企業との面談会の開催

国東市と地方進出検討企業が直接又はオンラインにより面談できるイベント等を受託者が契約期間内に最低１回は開催し、地方進出企業に向けてプレゼンと商談が

できる場を提供すること。また、商談企業は合計 10 社以上設定し、プレゼン聴講企業リスト及び商談企業リストをイベント終了後に速やかに提出すること。

(8) 地方進出検討企業訪問

受託者が有するネットワーク等を活用し、地方への進出を検討する前述の(2)で明確化した国東市のターゲットとなる企業をピックアップし、訪問先となる企業へのアポイント後、企業誘致担当職員と訪問(オンラインも可)を行い、企業誘致担当者へ企業を紹介すること。なお、紹介企業は 5 社以上設定すること。

4 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 18 日(土)

5 提案上限額(令和 4 年度)

10,917 千円(税込)

6 注意事項

(1) 範囲

本仕様書は基本内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても本業務の実施に必要な事項については、国東市と協議の上、受託者の責任において誠実かつ確実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、国東市と協議をすること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、国東市と十分に協議し業務を遂行すること。

(3) 法令、条例等の遵守

本業務の履行に係る法令、条例等は遵守すること。

(4) 管理・臨機の措置

本業務の実施にあたり、トラブル等が発生しないよう管理すること。

不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに国東市に報告すること。また、その措置の内容について国東市から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。

(5) 業務完了報告

全業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、業務実績について国東市へ報告すること。

(6) 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

(7) 個人情報の保護

本業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、

個人の権利利害を侵害することがないように、個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

(8) 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ国東市の書面による承認を受けたときはこの限りでない。

(9) 危険負担

本業務の履行に際し、受託者が受けた損害について、国東市はいかなる責任も負わないものとする。ただし、国東市の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(10) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、国東市はいかなる責任も負わないものとする。

(11) その他

業務内容及び仕様に著しい変更が生じた場合は、別途協議する。
他の受託業者と連携が必要な業務については、別途協議すること。
本業務に係る証拠書類等は、事業完了後、5年間保存すること。

7 提出書類

本仕様書の内容に基づき提出する書類は、次のとおりとする。

(1) 提案申請に必要な書類

別紙「鶴川商店街周辺拠点施設内テレワーク施設企業誘致支援」業務委託 公募型プロポーザル実施要領のとおり

(2) 契約後に提出が必要な書類

着手届（任意様式による） 1部
作業工程表（任意様式による） 1部
組織図及び緊急時体制図（任意様式による） 1部
契約金額内訳明細書 1部
その他主催者が指示する書類

(3) 業務完了後に提出が必要な書類

業務完了報告書（業務の内容、閲覧者数等） 1部
本業務の実施により製作された成果物及び資料 1式
主催者が指定する方法により納品すること。これらの利用に関する著作権、所有権等は主催者に移転するものとする。
その他主催者が指示するもの

(4) その他

企画提案に要する必要は、すべて参加申込者の負担とする。
提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに

無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

本業務を実施することで作成された成果物は、国東市活力創生課にデータとして渡すものとし、原版及びデータの所有権及び著作権等、一切の権利は国東市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、国東市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

8 問合せ先及び質問提出先

(1) 仕様書に関して質問がある場合は、令和4年12月14日(水)17:00までに、別紙「質疑・回答書」にて下記(2)問合せ先にFAXまたはメールにより提出すること。FAXの場合は、受信確認の連絡を入れること。質問等があった場合は、令和4年12月15日(木)まで国東市ホームページで回答する。

(2) 問合せ先

国東市役所 活力創生課

T E L : 0978 72 5175 (直通)

F A X : 0978 72 5182

Eメールアドレス : sosei@city.kunisaki.lg.jp